

民有地提供による遊び広場等取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会等に対する民有地の無償提供の促進を図り、もって地域住民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(面積規模)

第2条 無償提供される民有地（以下「対象地」という。）の面積規模（一体的に利用される駐車場を含む。）は、利用用途に応じて、概ね次のとおりとする。

遊 び 広 場 1, 0 0 0 m²～3, 0 0 0 m²

ゲートボール場等 5 0 0 m²～1, 0 0 0 m²

(認定数)

第3条 遊び広場等として認定する対象地（以下「提供地」という。）の上限は、次のとおりとする。

遊 び 広 場 各小学校区単位に2箇所

ゲートボール場等 各自治会単位に1箇所

(使用貸借契約)

第4条 提供地の使用貸借期間は5年以上とし、土地提供者は、次の区分により、それぞれの借受人と使用貸借契約を締結するものとする。

遊 び 広 場 提供地の所在する地域自治会連合会

ゲートボール場等 提供地の所在する地区自治会

(整備及び管理)

第5条 提供地の整備及び維持管理は、土地提供者又は借受人が行うものとし、遊戯施設等の整備についてもまた同様とする。

(認定基準等)

第6条 対象地を遊び広場等として認定するに当たっては、当該対象地について目的に沿った利用が概ね月2回以上なされることを基準にするものとし、既設の児童遊園、公園等の配置状況等を勘案し、認定するものとする。

(認定申請)

第7条 遊び広場等として認定を受けようとする土地提供者は、民有地提供による遊び広場等認定申請書(様式第1号)及び利用計画書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(認定通知)

第8条 市長は、前条に定める申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、認定をして申請者に民有地提供による遊び広場等認定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

2 第10条の規定による1月1日現在における状況報告があった場合、前条の規定による認定申請があったものとみなし、前項の規定を準用する。

(優遇措置)

第9条 市長は、前条の認定を行った場合は、提供地に係る所有者、認定地番、認定面積、認定期日等、及び課税免除対象候補地である旨を、固定資産税を賦課する課(以下「賦課担当課」という。)へ通知するものとする。

2 前項の課税免除対象候補地の認定面積は、3,000㎡を限度とする。

(状況報告)

第10条 借受人である自治会又は自治会連合会は、毎年1月1日現在及び7月1日現在における提供地の利用状況を、民有地提供による遊び広場等現況報告書(様式第4号)及び利用実績報告書(様式第5号)により、1月1日現在の状況にあつては1月20日までに、7月1日現在の状況にあつては7月20日までに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定により毎年1月1日現在における提供地の利用状況を報告する際には、併せて次期1年間の利用計画書(様式第2号)を提出するものとする。

(現地確認等)

第11条 市長は、提供地について年2回(7月及び1月)現地の状

況を確認することとし、必要がある場合は、土地提供者等関係者へ聞き取り等の確認を行うものとする。

(使用貸借契約の解除及び認定の取消し)

第12条 第8条の認定を受けた者が、事情により第4条の使用貸借契約を解除した場合は、民有地提供による遊び広場等使用貸借契約解除報告書(様式第6号)により市長へ届け出なければならない。

2 前項の場合において、5年未満の期間内に解除したときは、当初から認定がなかったものとする。

3 前条の現地確認等の結果、第6条に定める認定基準等を満たしていないと認める場合は、市長は認定を取り消すものとし、民有地提供による遊び広場等認定取消通知書(様式第7号)により、土地提供者及び自治会又は自治会連合会へ通知するものとする。

4 提供地について第1項の規定による使用貸借契約解除の届出を受けた場合及び前項の規定による認定の取消しを行った場合は、賦課担当課にその旨を通知するものとする。

(目的外使用)

第13条 第8条の認定を受けた者が、年度の途中において、その一部を遊び広場等以外に使用する場合は、その旨を届け出るものとし、その面積については、賦課担当課へ通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の民有地提供による遊び広場等取扱要綱(以下「改正後の要綱」という。)第9条第2項の規定は、昭和63年度分以降の固定資産税及び都市計画税の免除について適用し、昭和62年度分までの固定資産税及び都市計画税の免除については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の日前に改正前の民有地提供による遊び広場等取扱要綱の規定により提出又は交付された書類は、改正後の要綱の相

当規定により提出又は交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の民有地提供による遊び広場等取扱要綱の規定により提出又は交付された書類は、改正後の要綱の相当規定により提出又は交付されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱第 1 0 条に規定する状況報告については、平成 2 2 年 1 月 1 日現在における提供地の利用状況から適用する。
- 4 改正後の要綱第 1 2 条第 3 項に規定する認定の取消しについては、平成 2 2 年 1 月に行う現地確認等から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

民有地提供による遊び広場等認定申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請人 住 所
氏 名
電 話

下記の土地を（ ）として提供しましたので、遊び広場等として認定していただきたく申請いたします。

所在地	地番	地目	地積	備考

添付書類 : 土地使用貸借契約書・位置図・面積が確認できる図面・現況写真

審査欄

--

様式第 2 号

利 用 計 画 書

月	利 用 内 容	参加予定 人数	備 考
1 月			
2 月			
3 月			
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10月			
11月			
12月			

※ 「利用内容」は、できるだけ具体的に記載してください。

上記のとおり、遊び広場等として利用することを計画しています。

土地借受人 団体名

代表者

電 話

様

防府市長

民有地提供による遊び広場等認定通知書

年 月 日付で申請のあった民有地について、下記のとおり遊び広場等として認定します。

記

1 土地の表示

所在地	地番	地目	地積	備考

2 認定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 用途指定

遊び広場 ・ ゲートボール場等

様式第4号

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請人 住所
氏名
電話

民有地提供による遊び広場等現況報告書

下記の土地を遊び広場等として引き続き提供していることを報告します。

記

所在地	地番	地目	地積	備考

上記の土地について、年 月 日現在遊び広場等の用途に供していることを証明します。

土地借受人 団体名
代表者
電話

様式第5号

利 用 実 績 報 告 書

	年月日	利 用 内 容	主催者	参加 人数	写真 番号	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※ 利用状況が確認できる写真を添付すること。

上記のとおり、遊び広場等としての利用実績を報告します。

土地借受人 団体名

代表者

電 話

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請人 住 所
氏 名
電 話

民有地提供による遊び広場等使用貸借契約解除報告書

年 月 日付 第 号にて民有地提供による遊び広場等として認定を受けた下記の土地について、この度事情により土地使用貸借契約を解除しましたので報告します。

記

所 在 地	地 番	地 目	地 積	備 考

添付書類 土地貸借契約解除証明書

第 号
年 月 日

様

防府市長

民有地提供による遊び広場等認定取消通知書

遊び広場等の認定について、下記のとおり取り消します。

記

1 土地の表示

所在地	地番	地目	地積	備考

2 認定取消日 年 月 日

3 認定取消の理由